

# 平成24年第4回御代田町議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年12月5日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ

## 議案上程

- 日程第 5 議案第 96号 専決処分事項の報告について（平成24年度御代田町一般会計補正予算第5号）
- 日程第 6 議案第 97号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 98号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 99号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第100号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第102号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第14 議案第105号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第15 議案第106号 御代田町廃棄物減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第16 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 17 議案第 108 号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 109 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 19 議案第 110 号 平成 24 年度御代田町一般会計補正予算案（第 6 号）について
- 日程第 20 議案第 111 号 平成 24 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 112 号 平成 24 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 22 議案第 113 号 平成 24 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 114 号 平成 24 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 24 請願第 11 号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願（継続審査）
- 日程第 25 請願第 14 号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する請願
- 日程第 26 陳情第 15 号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情
- 日程第 27 陳情第 16 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情
- 日程第 28 陳情第 17 号 最低制限価格の設定に関する陳情

## 平成24年第4回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年12月5日		
招 集 の 場 所	御代田町議事堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成24年12月5日	午前10時00分
	閉 会	平成24年12月13日	午前11時08分

### 第1日目

開議・散会の日時	開 議	平成24年12月5日	午前10時00分
	散 会	平成24年12月5日	午後00時12分

### 出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	10	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	11	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	13	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	14	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	5 番 池 田 健 一 郎
	8 番 古 越 弘

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録

平成 2 4 年 1 2 月 5 日 (水)

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

### ―― 日程第 1 開会宣言 ――

○ 議 会 事 務 局 長 ( 荻 原 謙 一 君 ) 皆 さん、お は よ う ご ざ い ま す。

本 会 議 に 先 立 ち ま し て、内 堀 恵 人 議 員 が 長 野 県 町 村 議 会 議 長 会 表 彰 の 栄 に 浴 さ  
れ、表 彰 状 が 届 い て お り ま す の で、こ の 場 に お い て、伝 達 い た し ま す。

笹 沢 武 副 議 長 が 代 読 し て、表 彰 を お 願 い い た し ま す。

よ っ て、定 例 会 開 会 時 刻 を 若 干 遅 ら せ ま す。ご 了 承 願 い ま す。

な お、こ の 自 治 功 勞 表 彰 は、町 村 議 会 議 員 と し て 1 0 年 以 上 在 籍 し、地 方 自 治 の  
振 興 に 功 績 の あ っ た 方 に 贈 ら れ る も の で す。

そ れ で は、内 堀 恵 人 議 長、前 に お 進 み く だ さ い。

( 笹 沢 武 副 議 長 表 彰 状 代 読 )

○ 議 長 ( 内 堀 恵 人 君 ) 改 め ま し て、お は よ う ご ざ い ま す。

こ れ よ り、平 成 2 4 年 第 4 回 御 代 田 町 議 会 定 例 会 を 開 会 い た し ま す。

た だ い ま の 出 席 議 員 は 1 3 名、全 員 の 出 席 で あ り ま す。

理 事 者 側 で も、全 員 の 出 席 で あ り ま す。

た だ ち に 本 日 の 会 議 を 開 き ま す。

本 日 の 議 事 日 程 は、あ ら か じ め お 手 元 に 配 付 し た と お り で あ り ま す。

### ―― 諸般の報告 ――

○ 議 長 ( 内 堀 恵 人 君 ) 日 程 に 入 る に 先 立 ち、事 務 局 長 に 諸 般 の 報 告 を さ せ ま す。

荻 原 謙 一 議 会 事 務 局 長。

( 議 会 事 務 局 長 荻 原 謙 一 君 登 壇 )

○ 議 会 事 務 局 長 ( 荻 原 謙 一 君 ) 書 類 番 号 1 を ご 覧 い た だ き た い と 思 い ま す。

諸 般 の 報 告

平 成 2 4 年 1 2 月 5 日

1. 本 定 例 会 に 別 紙 配 布 の と お り 町 長 か ら 議 案 1 9 件 が 提 出 さ れ て い ま す。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した請願、陳情文書表のとおり、請願1件、陳情3件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他4名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀恵人君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る11月30日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成24年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、請願、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決1件、人事案3件、事件案1件、条例案9件、予算案5件、計19件であります。9月定例会以後提出された請願は1件、陳情は3件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より12月13日までの9日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思っております。

21ページをお開きください。

平成24年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	1 2 月	5 日	水曜日	午前 1 0 時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	1 2 月	6 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 3 日目	1 2 月	7 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 4 日目	1 2 月	8 日	土曜日		休会
第 5 日目	1 2 月	9 日	日曜日		休会
第 6 日目	1 2 月	1 0 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日目	1 2 月	1 1 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問 特別委員会
第 8 日目	1 2 月	1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月	1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

次のページをご覧ください。

続きまして、常任委員会の開催日程を報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 6 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 7 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 6 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

1 2 月 7 日 金曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

1 2 月 1 2 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

特別委員会開催日程

廃棄物対策特別委員会

12月 11日 火曜日 午後1時30分 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月13日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月13日までの9日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀恵人君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において

5番 池田健一郎議員

8番 古越 弘 議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄何かとご多用のところを平成24年第4回御代田町議会定例会にご出席を賜り、議会が開会できますことに厚く感謝申し上げます。

昨日から、衆議院議員総選挙が始まり、16日、投票に向けて激しい選挙戦が展開をされているところです。混迷する日本の政治と経済を安定させて、国民生活が直面している諸課題を切り開き、国民の願い・期待にこたえる政治の実現を強く望むところです。

最初に、今年の御代田町の野菜などの作況、売上の状況について報告します。

今年の農産物の作況は、自然災害もなく、天候に恵まれたことから豊作となり、猛暑等の影響により、消費が減退したことから、価格低迷が長期にわたって続き、度重なる圃場廃棄をもってしても、市場回復は維持されず、野菜生産農家の収入は大幅に減少してしまいました。

佐久浅間農業協同組合によると、御代田町の11月上旬までの売上額は、昨年が30億4,000万円でしたが、今年は22億6,900万円で、7億7,100万円の減少、前年対比では74.6%となっております。

支所別では、小沼支所が2億円減の8億1,100万円。御代田支所が8,800万円減の2億800万円。伍賀支所が4億8,300万円減の12億5,000万円の売上にとどまる厳しい状況だということであります。

佐久浅間農業協同組合では、次年度資材調達にかかわる資金不足などの困難が予想されることから、農業再生産のため、平成24年度農家経営支援特別資金融資として、限度額500万円で貸付金利1.2%のうち、JAが0.6%の利子補給を行う低利融資を平成24年12月14日まで受け付けることになり、平成24年11月20日に、町に対してこの資金の利子補給支援に関する要請がありました。

町としましても、利子補給を0.6%行うことを決めまして、0金利により、農家負担の軽減を図っていきたいと考えております。

次に、佐久市を中心に、佐久地域の市町村で進めております新しい火葬場の建設について、報告します。

この新斎場の整備計画につきましては、平成27年度の完成を目指すもので、佐久広域全体の利用が可能な施設の建設となることから、建設費の負担は必要な炉数を基本に、全市町村において応分の負担をすることが、佐久広域連合での基本方針として確認をされています。建設に伴う総事業費は、36億円程度を想定しており、11月19日に開催されました佐久広域連合正副連合長会議で、負担割合及び時期などの考え方について合意されたところです。

その内容につきましては、平成25年度より事業主体である佐久市が、他の市町村から過年度分も含めた負担金を徴収するもので、平成25年度の負担割合につきましては、事業費の47.2%を佐久市が負担し、残りを他の市町村で負担することとなりました。御代田町の負担につきましては、人口割でおおむね7%ほどになる見込みです。詳細につきましては、計画が定まった段階で報告させていただきます。

すので、よろしくお願いたします。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項1件、人事案3件、事件案1件、条例案9件、平成24年度一般会計と特別会計4件の補正予算案5件の、計19件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

専決処分事項であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月16日執行される衆議院議員総選挙費1,020万円の補正予算を、11月19日付で専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものであります。

人事案件3件ですが、本年12月14日をもって、教育委員会委員5名のうち、2名の方の任期が満了となるため、次期委員の任命にあたりまして、同意を求めるものです。

もう1件は、この12月31日をもって固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、1名の方の任期が満了となるため、次期委員の選任にあたりまして、同意を求めるものです。

事件案1件は、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議であります。東筑摩郡内の村及び一部組合の公平委員会事務を行っていた東筑摩郡行政事務組合が、平成25年3月31日をもって解散することになり、その組織団体が平成25年4月1日付で、長野県町村公平委員会に加入することについて、議会の議決を求めるものです。

条例案につきましては、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争や暴力的要求行為等に対する規制などを強化する必要から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が行われ、地方公共団体等にも努力義務の項目が入ったため、御代田町暴力団排除条例の一部改正をお願いする条例案ほか8件です。

平成24年度一般会計の補正予算は、歳入歳出、それぞれ746万円を減額し、歳入歳出それぞれ65億2,252万円とするものです。

歳入につきましては、緊急雇用創出事業県補助金494万円や、まちづくり交付金事業に充てる町債810万円の減額が主なものです。

歳出の主な内容は、佐久広域連合及び浅麓環境施設組合の負担金、後期高齢者医療給付負担金1,814万円の減額のほか、これまで園児の遊び場として借り受けていた、やまゆり保育園用地の購入費707万円や、北小学校の障害児のための昇

降機設置工事、馬瀬口の社会教育集会所解体工事の増額補正、また、8月19日の集中豪雨による農林水産業施設災害復旧費250万円などを計上しました。また、特別会計では、国民健康保険特別会計における一般被保険者療養給付費4,454万円の増額や、介護保険特別会計における介護サービス給付費1,400万円の増額などにより、4会計で総額5,948万円の増額補正を計上しました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、原案どおりのご採決をいただきますよう、お願いを申し上げまして、第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第96号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第5 議案第96号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第96号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

専第19号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

専決処分をいたしましたのは平成24年度御代田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億2,998万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款14、国庫支出金。項3、委託金。既定額に950万円を増額するものでございます。これは衆院選の国からの委託金でございます。

歳入合計でございますが、既定額に950万円を増額いたしまして、65億2,998万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、総務費。項4、選挙費。既定額に1,020万9,000円を増額するものでございます。

14、予備費。項1、予備費。既定額から70万9,000円を減額するものであります。

歳出合計でございますが、既定額に950万円を増額いたしまして、65億2,998万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第96号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第96号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第97号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第6 議案第97号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第97号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字広戸691番地

氏 名 柳 澤 政 弘

生年月日 昭和30年10月6日生

平成24年12月5日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

教育委員会委員の任命同意をお願いいたします柳澤政弘さんでありますけれども、平成24年12月14日をもちまして教育委員の任期が満了となります。柳澤さんには、これまでスポーツ推進委員として長きにわたり町の生涯スポーツの振興あるいは発展にご尽力をいただき、その経験や視点から、教育行政へのご意見、ご協力をいただきたいとして、平成20年12月15日から教育委員をお願いいたしまして、一期4年間ご尽力をいただいたものでございます。

今回、この12月14日をもちまして任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、再度任命同意をお願いするものでございます。

再任後の任期については、平成24年12月15日から平成28年12月14日

までの４年間でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第９７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第９７号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第７ 議案第９８号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第７ 議案第９８号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） 議案書の６ページをお願いいたします。

議案第９８号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 御代田町大字御代田３７１５番地７

氏 名 平 田 良 子

生年月日 昭和３５年４月２０日生

平成２４年１２月５日 提出

御代田町長

であります。

先ほどの柳澤さん同様、教育委員会委員の任命をお願いするわけでございますが、この平田良子さんは、平成24年、やはり12月14日をもって教育委員の任期を満了となります。

平田さんには、学校でのPTAあるいは保護者の立場から、教育行政へのご意見、ご協力をいただきたいとして、やはり平成20年12月15日から教育委員をお願いいたしまして、一期4年間ご尽力をいただいているところでございます。

今回、任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、再度任命同意をお願いするものでございます。

任命後の任期につきましては、平成24年12月15日から平成28年12月14日までの4年間でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたしまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第98号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第98号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第8 議案第99号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第8 議案第99号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

(税務課長 山本邦重君 登壇)

○税務課長(山本邦重君) 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第99号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 御代田町大字馬瀬口2155番地

氏 名 古 越 正 人

生年月日 昭和21年11月23日生

平成24年12月5日 提出

御代田町長

選任同意を求める理由については、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録される価格に関する不服を審査決定するため、町に固定資産評価審査委員会を設置してございます。現在の委員は3名でありますけれども、今回3期目をお願いしている古越正人委員の任期が、平成24年12月31日をもちまして満了となるため、再任をお願いするものであります。

なお、選任の同意をいただきました場合の新たな任期につきましては、平成25年1月1日から27年12月31日までの3年間であります。

以上のおりご提案いたしますので、よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(内堀恵人君) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第99号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第99号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案の

とおり同意することに決しました。

――日程第9 議案第100号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について――

○議長（内堀恵人君） 日程第9 議案第100号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第100号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成25年4月1日から東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡山形村、同郡朝日村、同郡筑北村、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合及び東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が加入することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月5日 提出

御代田町長

でございます。

このことにつきましては、東筑摩郡内の村及び一部事務組合の公平委員会事務等を行っておりました東筑摩郡行政事務組合が、平成25年の3月31日をもって解散することとなったため、その組織団体でありますところの先ほど申し上げました東筑摩郡内の村及び一部事務組合が、平成25年4月1日付でこの長野県町村公平委員会に加入することに伴う協議であります。

9ページをお願いいたします。長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約案でございます。

別表中「、大桑村」の次に「、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村」を、「、木曾広域連合」の次に「、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合、

東筑摩郡筑北保健衛生施設組合」を加える。

10ページに新旧対照表がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、長野県町村公平委員会から変更協議がございましたので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第100号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第100号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第10 議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第101号 御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例案について  
御代田町暴力団排除条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成24年12月5日 提出

御代田町長

であります。

この条例の一部改正につきましては、今年8月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が行われました。この改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について、規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、当該事務所の使用等の差し止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為あるいは準暴力的要求行為の規制等を強化する必要があるため、この法律の改正が行われたところでございます。

その中で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務、それから民間活動の促進に関する規定が整備され、その条項がこの法律の第32条の2に追加されたことから、都道府県暴力追放センターのこの根拠となるところの、法律の第32条の3第1項に、条項のずれが生じました。そのため、議案書12ページにありますように、第3条第2項中「法第32条の2第1項」を「法第32条の3第1項」に改めるということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表については、13ページに示してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。  
以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 1 議案第 1 0 2 号 御代田町防災会議条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 1 議案第 1 0 2 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の 1 4 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 2 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について

御代田町防災会議条例（昭和 3 8 年御代田町条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日 提出

御代田町長

であります。

この条例の一部改正につきましては、やはり今年 6 月、災害対策基本法の一部改正に伴い、改正をお願いするものであります。

国では、昨年の東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起るかわからない大規模で広域的な災害に備えるための措置として、則応力の強化あるいは被災者対応の改善、あるいは防災教育の強化などと、地方防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化が図られたところでございます。

また、地方防災会議では、防災に関する重要事項の審議ということが所掌事務に規定されていませんでしたが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてを追加するとともに、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を地方防災会議の委員に選任できることとされたところでございます。

これらのことを踏まえた中で、この条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案書の 1 5 ページをお願いいたします。

御代田町防災会議条例の一部を、次のように改正をお願いするものでありますが、16ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第2条のところのアンダーラインが引いてありますが、「の各号」の字句を削り、先ほど申し上げましたように、所掌事務の見直しに伴い、災害発生時の応急対策段階では、この防災会議で災害情報を収集するよりも、災害対策本部で一元的に行う方が効果的であるということの中から、所掌事務をそちらへ移して、防災に関する諮問的機関としての機能強化をする観点から、重要事項の審議及び町長に意見を述べるができるよう、所掌事務として追加することと、一部字句の方を改めるという内容でございます。

それから、第3条第5項、やはりアンダーラインのところの、「の各号」のこの字句を削りまして、それからその下、第8号、第9号を加えるということで、多様な主体の参画を図るための学識経験者等、特に女性や自主防災組織の代表あるいは研究者等を新たに加えることができるようにしたいというものでございます。

これに伴いまして、第6項で、その委員の定数を、これまで26名以内ということでしたが、30名以内ということで、4名増やすように改めるものでございます。

附則でありますけれども、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第12 議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部

を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第103号 御代田町災害対策本部条例の一部を改正する条例案について  
御代田町災害対策本部条例（昭和38年御代田町条例第11号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成24年12月5日 提出

御代田町長

でございます。

この条例の一部改正につきましても、先ほどの条例同様、今年の6月、災害対策基本法の一部改正により、改正をお願いするものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、地方防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化を図るため、これまで災害対策基本法第23条の中でまとめて示されていましたが、都道府県知事あるいは市町村長が設置する災害対策本部の所掌事務について、都道府県と市町村の役割が分けられたことに伴いまして、災害対策基本法の条項が変わったということから、この議案書18ページをご覧いただきたいわけですが、この条例の第1条中「23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表については、19ページに示してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。  
以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第13 議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○消防課長（土屋 淳君） それでは議案書の20ページをお願いいたします。

議案第104号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例（平成24年御代田町条例第1号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

この条例案ですが、昨年定めました御代田町消防団詰所整備方針に基づきまして第4分団、第6分団、第10分団、第11分団の4つの詰所が、まちづくり交付金事業により整備されたため、改正するものでございます。

改正内容でございますが、御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例第3条の表中、第1分団詰所の次に、第4分団詰所から第11分団詰所まで、それぞれの施設の名称及び位置を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 1 4 議案第 1 0 5 号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 4 議案第 1 0 5 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは、議案書の 2 3 ページをお願いします。

議案第 1 0 5 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例（昭和 3 7 年御代田町条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものです。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日 提出

御代田町長

次の 2 4 ページをお願いいたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例案であります。

改正内容は、平成 2 0 年度の税制改正により、個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象寄附金の中から、都道府県または市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定められるとして、町税条例の一部を改正し、条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号アからコに掲げられている事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金は、個人町民税の所得割から税額控除できる規定をしたところであります。

ただし、現在、この条例で指定をしている法人・団体等はありません。

本年 1 0 月、長野県では個人県民税について長野県県税条例の一部を改正し、所得税法並びに租税特別措置法で規定する寄附金のうち、県内に事務所または事業所を有する法人または団体で、特定公益増進法人に対する寄附金、一定の要件を満たす特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭、国税庁長官、平成 2 4 年 4 月 1 日からは都道府県知事となっておりますが、が認定した特定非営利活動法人、N P O 法人であります。に対する寄附金は、平成 2 4 年 1 月 1 日以降指定寄付金対象法人等ということで、県内 4 6 8 団体を包括指定したところであります。

寄付をした場合については、個人県民税の所得割から寄附金税額控除の対象とする改正を行っております。このようなことから、県民税の寄附金税額控除対象法人・団体について、町民税についても同様に住民の福祉の増進に寄与する寄附金ととらえ、寄附金税額控除を行う必要があります。

寄附金の税額控除については、県民税は県内の団体等を包括指定をいたしました。が、当町では、町民税でありますので、県で指定した対象法人468団体の中から御代田町内にある事務所・事業所を有する法人または団体の公益社団法人と社会福祉法人の4法人を指定する改正案でございます。

県が指定した団体の中で、当町に該当する団体は、公益社団法人については、小諸北佐久シルバー人材センター、それから社会福祉法人については、御代田町社会福祉協議会、軽井沢会、これはきらく苑でございます。たんぼぼは、たんぼぼ保育園でございます。この4団体ということになります。

それでは朗読をさせていただきます。24ページになります。

別表第1中「第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金、公益社団法人〇〇に対する寄附金」を、先ほど申しましたが、「公益社団法人小諸北佐久シルバー人材センターに対する寄附金」に、「社会福祉法人〇〇に対する寄附金」を、「社会福祉法人御代田町社会福祉協議会、社会福祉法人軽井沢会、社会福祉法人蒲公英に対する寄附金」に改めるものでございます。

附則といたしまして、

(施行期日)

第1条 この条例は平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の御代田町町税条例第34条の7第1項第1号の規定は、個人の町民税所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する寄附金について適用する、であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

すみません、その前に、次の26、27ページについては、新旧対照表がありません。変更になった部分にアンダーラインが引いてありますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

別表中、別表第1の中で、「〇〇」というところが、たくさんあるかと思っております。

が、このところはこれからまた、町が個別指定をするようであれば、名前が埋まっていくというような形の条例にしてございます。

以上で、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等

に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第15 議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の28ページをご覧ください。

議案第106号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年御代田町条例第17号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものです。

次の29ページをお願いいたします。

御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年御代田町条例第17号）の一部を、次のように改正する、というものでございます。

今回の改正は、大きく3点に分かれております。

第1には、第2次一括法第171条による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、町が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を条例

事項化することとなったものです。

現在、廃棄物処理施設の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならないとされておりますけれども、改正によりまして、市町村が設置する一般廃棄物処理施設におかれます技術者の資格については、環境省令で定める基準を参酌して、それぞれの市町村で定めることとされました。技術管理者の資格等について設けたものでございます。

第2に、新しい家庭系可燃ごみの指定袋を作成し、販売することとするものです。

これまでの家庭系の可燃ごみの指定袋45リットルで1枚35円でしたが、これに加えまして、ひとり暮らしや高齢者世帯から要望が多かった小袋30リットルの指定袋を新たに作成し、販売を行うとともに、この手数料を21枚26円とするものです。

第3としては、事業系生ごみ容器について、字句を削除するものです。

現在、事業系生ごみを収集する容器は作成されておられませんので、字句を削除するものです。

それでは、32ページの新旧対照表をご覧ください。第21条については、事業系生ごみに関する改正です。

次の33ページの第25条については、第2次一括法第171条による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、新たに追加するものです。

34ページから35ページの第26条から29条については、25条追加により、1条ずつ繰り下がることとなります。

そして、35ページの別表第1は、従前の25条が26条と繰り下がったもののためです。

36ページの別表第2につきましては、家庭系一般廃棄物の部指定するごみ袋により、町が収集するものの款、可燃ごみの項、処理手数料の覧に、新たに指定袋30リットル1袋につき26円を追加するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第16 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設  
に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の  
一部を改正する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の37ページをご覧ください。

議案第107号 御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成16年御代田町条例第40号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものです。

次の38ページをお願いいたします。

御代田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成16年御代田町条例第40号）の一部を次のように改正する、というものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、第9条の3第5項の次に1項が追加されました。それにより、項番が繰り下げられたことにより、項番号の改正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 17 議案第 108 号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を  
改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 17 議案第 108 号 御代田町農村研修施設設置条例の  
一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚 守産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、議案書 40 ページをお願いします。

議案第 108 号 御代田町農村研修施設設置条例の一部を改正する条例案につ  
いて

御代田町農村研修施設設置条例（昭和 58 年御代田町条例第 5 号）の一部を改正  
する条例を、別紙のとおり提出するものです。

41 ページをお願いします。

改正の理由ですが、児玉地区世代間交流センター建設に伴いまして、その建設用  
地に建設されている御代田町野菜生産総合管理施設を取り壊します。財産処分につ  
いて、県にも確認し、問題はないということから、今回農村研修施設設置条例から  
削除するものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（内堀恵人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 18 議案第 109 号 御代田町公共下水道条例の一部を  
改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第18 議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の43ページをご覧ください。

議案第109号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について御代田町公共下水道条例（平成13年御代田町条例第9号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、先ほどもご説明がございましたが、いわゆる第2次一括法の制定によりまして、これまで下水道法及び同法の施行例で定められておりました公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を、各地方自治体が条例で定めることとなりました。

県から示されました参考例に基づきまして、これまでの法例を参酌して、議案書44ページから46ページのとおり、一部改正をお願いいたします。

次の44ページでございます。

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

御代田町公共下水道条例（平成13年御代田町条例第9号）の一部を、次のように改正するものでございます。

これまでの第1章と第2章の間に、第1章の2といたしまして、必要な条項を追加する手法によるものです。

目次中、「第1章 総則（第1条・第2条）」を、

「第1章 総則（第1条・第2条）」

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第2条の2～第2条の7）」というふうに、2列2行にするものでございます。

第1章の次に次の1章を加える。

「第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。」といたしまして、第2条の3で、1号から5号まで共通する構造の技術上の基準を定めるものでござ

います。

第2条の4といたしまして、「排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。」といたしまして、1号から次の45ページにあります。5号までの各号を定めるものでございます。

第2条の5といたしまして、「処理施設の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。」といたしまして、1号、2号ということで定めるものでございます。

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。ということで、1号、2号を定めるものでございます。

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。ということで、1号から6号までを定めるものでございます。

次の46ページでございます。

「23条第1項を次のように改める。第23条 法第12条の11第1項の規定により、次の各号に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く）を継続して排除して公共下水道の設置をする者は、除外施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。」といたしまして、1号から8号までの基準を定めるものでございます。

36条中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」を「令」に改める。

一部改正をお願いする第23条に、この下水道法施行令が先行して登場するために、36条の部分につきましては、令というふうに省略するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

次の47ページからよう53ページまでは、新旧対照表でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 03 分)

(休 憩)

(午前 11 時 16 分)

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 19 議案第 110 号 平成 24 年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 19 議案第 110 号 平成 24 年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の 54 ページをお願いいたします。

議案第 110 号 平成 24 年度御代田町一般会計補正予算案についてでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度御代田町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 746 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 2,252 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

別冊の資料番号 1 でご説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

まず歳入でございます。

款12、項1、負担金。既定額から8万6,000円を減額するものでございますが、老人保護施設入所者負担金の30万円の減等によります。

款14、項1、国庫負担金。既定額に65万4,000円を増額するものでございまして、これは保健基盤安定事業負担金でございます。

項2、国庫補助金。既定額に33万2,000円を増額するものでございますが、これは合併浄化槽整備補助金ということで、5人槽2基分でございます。

款15、項1、県負担金。既定額に246万3,000円を増額するものでございますが、これも保健基盤安定事業負担金でございます。

項2、県補助金。既定額から272万7,000円を減額するものでございますが、緊急雇用創出事業補助金の494万3,000円の減等々によるものでございます。

項3、委託金。既定額から1万2,000円を減額するものでございますが、工業統計調査の委託金等の減額によります。

款20、項4、雑入。1万1,000円を増額するものでございまして、金抜設計手数料等でございます。

款21、項1、町債。既定額から810万円を減額するもので、公共事業債等の減によります。

歳入合計で、既定額から746万5,000円を減額し、65億2,252万1,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、既定額に612万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、嘱託職員の退職報償金ということで、従来嘱託職員という形で採用をしてまいりましたけれども、この雇用形態を改めるということで、いったんすべての嘱託職員に退職報償金を支払って清算をするものでございます。

それから暮らしのカレンダー印刷代ということで、134万円。都市再生整備計画策定委託料ということで、本年度分100万円。こちらにつきましては、債務負担行為で計800万円ほどの委託料を計上する予定でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。既定額から161万3,000円を減ずるも

のでございますが、後期高齢者医療給付負担金の1,300万円分の減、あとは国保の特別会計繰出金の415万7,000円の増等でございます。

項2、児童福祉費。既定額に1,281万9,000円を増額するものでございます。やまゆり保育園で現在借用して使ってまいりました南側の用地でございますが、このほど話し合いがつきまして、購入するというので、700万円余の増額補正、それから平和台児童館の屋根の塗装ということで、雨漏り等があるということで、急きよ、工事費153万8,000円を増額するものであります。

款4、衛生費。項2、清掃費でございます。既定額から766万8,000円を減額するものでございまして、浅麓環境施設組合負担金の900万円余の減によるものです。

款6、項1、農業費。既定額に515万6,000円を増額するものでございまして、そば耕作者補助金ということで、300万円の増。これは作付面積が増えたこと、それから収穫量も増えているという状況の中で、不足する分を補正するものです。

それからクライנגルテンの測量委託料ということで100万円を計上してございます。

款8、土木費。項4、都市計画費。既定額に763万4,000円を増額するものでございますが、公共下水道特別会計繰出金ということで、733万4,000円の増ということで、これは汚泥処理負担金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

款9、消防費。項1、消防費。既定額から325万6,000円を減額するものでございまして、これは佐久広域消防負担金の減によります。

款10、項2、小学校費。既定額に396万4,000円を増額するものでございますが、北小学校の身体に障害のある児童が昇級するというので、昇降機を設置する工事で350万円余を増額してございます。

それから項4、社会教育費。既定額に301万2,000円を増額するものでございまして、馬瀬口の社会教育集会所の解体工事費等でございます。

款11、項1、農林水産業施設災害復旧費。既定額に250万円を増額します。8月19日の集中豪雨による草越地区9カ所分の工事費でございます。

14の予備費でございますが、既定額から4,463万7,000円を減額いた

しまして、調整をさせていただきました。

歳出合計、既定額から746万5,000円を減額し、65億2,252万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額ということで申し上げます。

都市再生整備計画策定委託業務。平成25年度700万円。それから農家負担軽減支援特別資金利子補給金。平成25年度以降借入金償還期間満了の日まで、借入残高の0.6%以内ということでございます。

次の6ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございますが変更でございますして、限度額を既定額の8億900万円から810万円を減額いたしまして8億90万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法等については、変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 議席番号10番、市村千恵子です。

1点質問いたします。19ページをお願いします。

款4、衛生費の中の、目2、浅麓衛生センター費ということで、今回大きな総額で978万1,000円の減額となっています。この中身の議会総務費負担金では、67万8,000円の増になっており、その他のし尿処理費負担金、それから生ごみ処理費負担金、それから共同事業費負担金ということで、それぞれ大きな減額があるわけですが、この理由についてお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、19ページの今のご質問のことについてお答えいたします。

まず最初に、議会総務費の増額とし尿処理負担金、生ごみ処理費負担金の減額は、

関連することからご説明いたしまして、その後に共同事業負担金の減額の理由をご説明いたします。

し尿処理費負担金、生ごみ処理費負担金及び下水道処理費分担金が、浅麓環境施設組合の清掃費分担金となりますが、今回の補正はこの分担金の前年度精算によりまして、し尿処理負担金、生ごみ処理費負担金が減額となりまして、下水道処理費分担金については、昨年の福島原発の事故に伴う放射能対応による増額になることとなります。同様に、議会総務費も下水管、下水に関する議会総務費が増加となるものでございます。なお、増額となる下水道処理費分担金につきましては、下水道会計にて増額補正が計上されていますが、議会総務費については下水道分もこちらの会計で計上させていただいておりますので、増額となります。

具体的には組合全体でし尿処理負担金は4,916万7,000円の減、生ごみ処理費負担金は1,328万円の減、下水道処理費分担金は6,023万9,000円の増となり、合計で220万8,000円が減となるものです。このため、この不足分となる額を議会総務費及び総務費分担金で補うこととなります。その御代田町分が今回提出いたしました補正予算額です。

また、共同事業負担金は、公共下水道施設共同整備事業債償還金、分担金のことになりますけれども、これも同様に前年度の分担金の精算によりまして、全体で787万2,000円の減となりまして、御代田町分として250万円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 議席番号5番、池田健一郎です。

私は2点ほどお聞きしたいわけですが、農林水産業の中で、農家経営支援特別資金融資の利子補給というところで、7万4,000円ですね、こんな数字が載っていたので、今年のあるからすれば、かなり数字的に低いのではないかというふうなことで、お聞きしようと思っておりました。先ほど、町長の招集のあいさつの中で

もありましたけれども、非常に農家野菜収入ですね、これが非常に激減している状況であって、これからの農家の経営に非常に大変なときを迎えるというふうなことから、この7万4,000円というのは、あまりにも少ないかなというふうなことであったのですが、先ほど説明で、利子補給のものが前からあるというふうな状況ですので、この辺のところ、細かくちょっと説明していただきたいです。

それから、先ほどの説明の中で、債務負担行為の中で700万円というのが載っていましたが、これは今後これから支援のために用意するお金だというふうなことでもいいのでしょうか。

それから、先ほど町長からは、今まで利子負担がJAでは0.6%、ここでは0.4%というふうな、あ、ごめんなさい、先ほど、0.4%というその説明がされましたけれども、今課長の話では、0.6%を町でやるというふうな聞こえたのですけれども、この辺はいかがなものでしょうか。

もう1点は、そばの補助金が300万円追加補正されておりますけれども、実際この補正の内容は、収穫量が多かった、それから耕作面積が多かったという説明でありましたけれども、こういったそば耕作者のこの制度によって町の農業にどのような効果が生じているのか、この2点についてご説明ください。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、池田健一郎議員からのご質問についてお答えをいたします。

初めに、農家経営支援特別融資についてですが、町長の議会招集あいさつにもありましたが当町における今年の野菜売上は、昨年より7億7,100万円少ない22億6,900万円で、大幅に減少し、次年度の資材調達に係る資金不足など、農業再生産に大きな懸念が生じ、浅間農業協同組合では、平成24年度農家経営支援特別融資を行うこととなり、限度額500万円の基準金利1.2%のうち、0.6%を利子補給し、残りの0.6%につきまして、町へ利子補給の要請がありました。過去の借入状況から、500万円の限度額で30人が12月に借り入れる予定で、今回補正したものでございます。一応借入申し込みが12月中旬までとなっております。利子補給金額の7万4,000円につきましては、12カ月の1カ月分でございます。1月以降は、25年度予算で対応することとなります。利子補

給以外の支援としましては、価格低迷のときに生産農家の皆さんへの影響を緩和する、長野県野菜生産安定基金が交付する補給金参加のための農家負担の定額補助300万円を、平成21年度より実施しているものでございます。

それから、先ほど、予算書の5ページにありました債務負担行為の農家支援特別給付金の債務負担行為で、25年度以降借入の償還満了の日までということ、借入の残高の0.6%以内で利子補給するということを町として考えております。

続きまして、そば耕作についてお答えしたいと思います。

そばの耕作面積は、現時点で3,727アール、出荷量は4万500キログラムを見込んでおります。遊休農地は雑草の繁茂や病虫害の発生、有害鳥獣の進入、繁殖、用水路の機能低下など、農業に及ぼす影響は大きく、比較的作業の少ないそばの作付は、遊休農地防止とレタスの連作障害対策として効果的であり、農業振興に寄与していると考えます。

また、そばを活用しての、ほかにはないB級グルメの開発と販売促進や、そばの花などの観光資源の発掘などについて、住民等と連携をして行うことができれば、町の活性化にもつながるものと考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 25年度分は、この利子補給の数字に載っていないということ、いいんですね。ぼくがこれ見たときには、どうもちょっとこれからのあれとしては少ないなという感じを持ったので、こんなような質問をさせていただきました。

それからもう1つ、そばの関係ですけれども、今現在こういうルールですから、仕方がないですけれども、農協に出荷して対応したものだけが、この補助対象ということになっているんですけれども、何かほかの方法をもって、町のそば屋さん、業者さんが町内のそばを、粉を使って製品化あるいは食卓に、食卓といいますか、店のあれにやっつけていけるようなルールというものは、できないのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） 先ほど説明しました、そばを使っての製品化までそれぞれいろいろな農業者、また、加工それから販売する皆さんともいろいろ検討をする中で、検討していきたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 今、産経課長の方の答弁ですね、町の製品といいますか、それに、あるいはブランド品として作り上げていくというのは、単に野菜の連作対応だけでなく、町の産業として伸ばしていけるように、是非とも検討して進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

1点お聞きをしたいと思います。

ページは26ページ。社会教育費。社会教育集会所解体工事302万4,000円の計上でございますが、この社会教育集会所の解体は、町長の政治方針で壊さなければならないのか、あるいは建物が老朽化をしたためなのか、残した跡地利用はどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

社会教育集会所の取り壊し費用302万4,000円を今回計上させていただきましたけれども、施設の老朽化、昭和47年だと思っておりますが、建設をされて以降、老朽化がある中で、馬瀬口区それから第六部落会の皆さまとも協議をさせていただいて、取り壊しについての判断をいただいたということで、今回提案をさせていただいております。

跡地につきましては、解体後碎石を敷く程度で、地区の広場、駐車場というようなことで、利用をいただく考えでおります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 町長の政治で同和対策事業はすべて廃止、完全廃止になりましたということの中での解体工事ではないということで、理解をしてよろしいわけですか。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原 正君） お答えいたします。

そのとおりというふうをお願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第20 議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の55ページをお願いいたします。

議案第111号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,253万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7,043万8,000円とするものでございます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

ということで、2ページからお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。療養給付費の国庫負担金が主でございます。1,565万8,000円を増額いたしまして、こちらの部分、3億3,258万2,000円という予算計上でございます。

項2、国庫補助金。こちらも療養給付費に対する調整交付金が主でございます。315万7,000円を増額いたしまして、8,371万3,000円の計上でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございますが、こちらも療養給付費の県負担金が主でございます。131万5,000円を増額で、1,280万8,000円の計上ということになります。

それから項2、県補助金でございます。こちらも療養給付費に係る調整交付金が主でございます。268万9,000円増額いたしまして、7,790万円計上ということでございます。

款7、共同事業交付金。項1、共同事業交付金でございますが、高額共同事業に対する交付金が主でございます。1,556万3,000円増額いたしまして、1億8,871万5,000円という計上でございます。

それから款9、繰入金でございます。項1、他会計繰入金。保健基盤安定事業に対する一般会計からの繰入金ということで、415万7,000円を増額で、8,285万8,000円の計上ということになります。

歳入合計4,253万9,000円を増額いたしまして、16億7,043万8,000円ということでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。保険証の印刷等で31万1,000円増額いたしまして、457万3,000円ということでございます。

項2、徴税費。国保税システムの改修に関する委託料ということで、45万円の増額、438万円となります。

款2、保険給付費でございます。項1、療養諸費。療養給付費が主でございますけれども、4,482万5,000円を増額補正でございます。9億2,419万4,000円の計上ということでございます。

それから項2、高額療養費。これにつきましても1,835万9,000円の増

額補正で、1億2,002万9,000円ということになります。

それから項3、出産育児一時金でございますが、こちらにつきましては、国庫負担金が付きましたので、財源変更ということでお願いしております。

款10、諸支出金でございます。項1、償還金及び還付加算金でございますが、出産育児一時金、前年度分の一部返還がございますので、7万円の増額補正で、4,814万2,000円の計上ということでございます。

それから款11、予備費でございますが、2,147万6,000円減額いたしまして、3,231万1,000円という状況になっております。

歳出合計4,253万9,000円増額いたしまして、1億7,043万8,000円ということになります。

提案理由の説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元三夫です。

この3ページの中で、歳出、保険給付費、合計補正額で6,318万4,000円の増ということで、こちらの主な理由というのをまずご説明いただきたいのと、それから予備費は2,147万6,000円減ということで、予備費が減っているんですが、本年度のこれからの見通しという、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず1点目の保険給付費全体として6,000万円ほど、それから一般療養給付費といたしまして、4,454万円余りということで、一般療養給付費のところを主に説明をさせていただきたいと思います。これに高額療養費も絡んでくるということで、ご理解いただければと思います。

まず、平成23年度の決算でございますけれども、一般被保険者の療養給付費で

ございますが、7億4,386万円ほどでございました。約7億4,400万円ですね、ということでございました。1カ月に割返しますと、約6,200万円ということでございました。ところが、平成24年度上半期の実績で1カ月当たりの一般被保険者の療養給付費が6,700万円となっております。およそ、昨年と比べて500万円ほど1カ月当たりの療養給付費が増えているという状況でございます。増加になった主な原因を分析しましたところ、個人のプライバシーにかかわるところがございますので、詳しいところまでは申し上げられませんが、深刻な悪性腫瘍、それから心臓の手術、それから治療で入院された方が数人いらっしゃるということで、この部分でかなり増えているという状況でございます。

下半期につきましては、インフルエンザ等の流行も予想され、療養給付費の更なる増加も見込まれるということで、1カ月当たり7,000万円の支出を試算して、今回の予算を計上いたしました。こういったことで、一般療養給付費について4,450万円ほどの増額計上ということでございます。

今般の医療費の高騰は、重大な疾病による手術・入院が要因となっているということでありまして、これはある面で見れば、一過的な高騰と見ることもできるかもしれませんが、今後の医療費の動向次第では、国保財政全体に大きな影響を与えることも心配されるため、担当課としても注視はしているところでございます。

それからもう1点、24年度の国保会計の見通しでございますけれども、国保税収入、非常に昨年度は担当課の税務課の頑張りもございまして、好調でございました。前年度実績を上回ったという状況、今年度についてですけれども、好調であった昨年を更にまた上回る堅調な伸びを示している、頑張りを見せているという状況でございます。先に述べましたように、現状の医療費が高騰しているという状況、こういったところと勘案いたしましてどうかということでございますけれども、やはり基本的な医療費が高騰しているという状況は、昨年度に比べ国保財政厳しい状況にあるということは、否めないかと思えます。当町の24年度国保予算では、当初3,000万円の基金繰入を計上しております。これが最終的に解消できるか否かについては、今後医療費が下がってくるか否かにかかっておりますので、先ほど申し上げましたように、これからの医療費の動きには目が離せないという状況であることに変わりはありません。

ちょっと今の段階では、その程度までしか申し上げられませんが、予備費が確かに

少なくなっているという状況もありまして、厳しい状況であることに変わりはないということをお伝えしておきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今の支出の方は、一時的な項目で増加したというお答えだったのですが、生活習慣病に関しては、町の方でいろいろ啓蒙活動、それから慈善健診等々やっていると思うのですが、こちらの推移というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

生活習慣病予防の関係につきましては、これ、始まってそれほどまだ時間が経っていないというところもでございます。これがただちに医療費の方に反映してくるかという、なかなかそういった数字についてはちょっと今見いだせない状況にあるかと思いますが、これについては、息の長い取組みでございますので、継続的にやっていきたいというふうに考えております。そのほか、レセプト点検の強化ですとか、あるいは重複受診、あるいは過剰受診、こういったことに対する注意喚起等については、今現在も行っているということで、医療費の適正化については、引き続き努力しているということについて、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第21 議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第21 議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、議案書56ページをお願いいたします。

議案第112号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案  
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,075万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,360万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

款1、保険料。項1、介護保険料。特別徴収分、こちらがマイナスとなりまして、それから普通徴収分、こちらが逆にプラスとなりまして、それぞれ同額でございます。相殺されまして補正額は0となっているということでございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。介護給付費国庫負担金、こちらが増加いたしましたして、247万1,000円の増額、合計で15億704万3,000円の計上となっております。

項2、国庫補助金。こちら介護給付費国庫負担金の調整交付金に係る部分でございますして、80万2,000円を増額いたしまして、6,177万7,000円の計上となっております。

それから款5、項1、支払基金交付金でございますが、こちら介護給付費の関係で、支払基金の負担金でございます。420万円を増額いたしまして、2億6,684万9,000円の計上となっております。

それから款6、県支出金。項1、県負担金でございますが、こちらも介護給付費の県の負担金でございます。175万円を増額いたしまして、1億2,736万1,000円の計上ということでございます。

それから款8、繰入金でございますけれども、他会計繰入金。こちらも介護給付費の一般会計の負担金ということになります。153万6,000円を増額いたしまして、1億4,502万5,000円の計上ということになっております。

歳入合計、1,075万9,000円増額いたしまして、9億7,360万1,000円ということでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、項1、総務費。広域介護認定審査会費が下がったことによりまして、21万4,000円の減額、1,641万4,000円の計上でございます。

款2、項1、保険給付費でございます。介護サービス経費の増額によりまして、1,400万円の増額補正。8億6,674万5,000円となっております。

それから款4、項1、基金積立金でございますが、こちらは151万4,000円減額いたしまして、307万1,000円の計上となっております。

それから款5、項1、諸支出金。国庫負担金返還金といたしまして、67万1,000円増額いたしまして、312万4,000円の計上となっております。

それから款6、項1、介護サポーター養成事業費については、旅費等についての項目の組替えということで、補正額は0ということでございます。

それから款8、項1、予備費でございますけれども、218万4,000円減額いたしまして、3,940万3,000円。

歳出合計、1,075万9,000円増額いたしまして、9億7,360万1,000円の計上となっております。提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第22 議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第113号 平成24年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、第2号を別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2 歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、次の「第1表 歳出予算補正」をご覧くださいと思います。

第1表、歳出予算補正。歳入の補正はございません。

款1、経営管理費。項1、総務費。主な理由につきましては、消費税の中間申告による増額でございますが、84万6,000円、既定額に対しまして84万6,000円の増額をお願いいたします。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。主な理由につきましては、中央監視システムの入札差金による減額でございますが、既定額に対しまして382万円の減額をお願いいたします。

款4、諸支出金。項1、基金費。理由につきましては、先ほど入札差金につきまして基金積立をいたしたいものでございます。既定額に対しまして、300万円の増額をお願いいたします。

款 5、予備費。項 1、予備費。調整減によりまして、既定額に対しまして 2 万 6, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額増減はございません。

以上のおおりに、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 3 議案第 1 1 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 3 議案第 1 1 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 5 8 ページをご覧ください。

議案第 1 1 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定によりまして、第 3 号を別冊のおおりに提出いたします。

次の予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 4 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 1 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 億 6, 3 8 7 万 5, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、「第 1 表 歳入歳出予

算補正」によります。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。主な理由でございますが、町交事業中学校前の管路移設工事費入札差金等によります減により、一般会計からの繰入金を、既定額に対しまして171万6,000円の減額をお願いいたします。

款7、町債。項1、町債。主な理由でございますが、町単独の管路布設工事が増加しております。当初予算100メートル500万円を見込んでおりましたが、現在宅地等が増加しておりまして、264メートルの実施が見込まれるためによるものでございます。

既定額に対しまして790万円の増額をお願いいたします。

歳入合計で、既定額に対しまして618万4,000円の増額をお願いいたします。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に対しまして1,218万4,000円の増額をお願いいたします。こちらは先ほど一般会計の方でもご説明ございましたが、浅麓環境施設組合の下水道汚泥処理負担金、全体で御代田町分1,311万8,000円の増額が必要となりました。

放射性物質の影響によりまして、現在多くは構成市町村の処理場から直接セメント工場へ搬出しておりますが、機械、施設維持のために、一部分につきましては通常処理を行い、そうしますと乾燥芥渣として濃縮されまして、各処理場では20ベクレル以下の検出基準値未満の数字であったとしても、施設で濃縮されまして約25倍ぐらいの値になりまして、こちらが200ベクレルを超えますと、セメント会社が受け入れを拒否しております。こちらの濃縮機械維持のために、一部を濃縮して、200ベクレルを超えた物をまた更に各処理場から排出される脱水汚泥でもう一回薄めて、セメント工場へ搬出しているという、非常に不効率なものを続けておりました。

こういった無駄な経費を無くすため、構成市町村担当部課長会議、理事者会、あるいは組合議会の審議を経まして、いったん炉を止めましょうということになりま

した。この炉を止めるための委託料、清掃ですとか、薬品類を抜いたりするものに約1,000万円の委託料がかかります。これは後には東電に請求することとなります。あと、セメント工場までの運搬料が6,800万円の増加ということになります。この通常運搬との差額については、後に東電に請求するということとなります。

この浅麓環境施設組合全体で、今回7,800万円の経費の増が見込まれるわけですが、これら構成市町の汚泥処理の搬出実績減もいたしまして、浅麓全体で5,163トンのうち、当町が1,347トンの予測でございます。この実績分につきまして、増額をお願いするところでございます。

款2、公債費。項1、公債費。こちらにつきましては財源変更でございます。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額に対しまして600万円の減額をお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額に対しまして、618万4,000円の増額をお願いいたします。

次の4ページでございます。第2表の地方債補正、変更でございます。

公共下水道事業債、補正前1,900万円の限度価格に対しまして790万円の増額をお願いいたしまして、2,690万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっています、議案第101号から議案第114号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第 2 4 請願第 1 1 号 御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全  
条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに  
関する請願について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 4 請願第 1 1 号 御代田町環境保全条例及び御代田  
町環境保全条例施行規則並びに御代田町開発指導要綱見直しに関する請願につ  
いては、継続審査中でありますので、総務福祉文教常任委員会において審査願  
います。

――日程第 2 5 請願第 1 4 号 御代田町商工会補助金の現状堅持に関する  
請願について――

――日程第 2 6 陳情第 1 5 号 安心できる介護保険制度の実現を求める  
陳情について――

――日程第 2 7 陳情第 1 6 号 国土交通省告示第 1 5 号の履行に関する  
陳情について――

――日程第 2 8 陳情第 1 7 号 最低制限価格の設定に関する陳情について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 5 請願第 1 4 号 御代田町商工会補助金の現状堅持に  
関する請願について、日程第 2 6 陳情第 1 5 号 安心できる介護保険制度の実現  
を求める陳情について、日程第 2 7 陳情第 1 6 号 国土交通省告示第 1 5 号の履  
行に関する陳情について、日程第 2 8 陳情第 1 7 号 最低制限価格の設定に関す  
る陳情についてまでは、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付し  
てあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第 9 2 条の規定により、所管の常  
任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0 0 時 1 2 分